

備えて安心 13

地震
～南海地震などあらゆる災害への備え～

阪神・淡路大震災をはじめ、地震の大きな揺れにより家具が転倒したり、建物が倒壊することにより人的な被害が出ています。

家具の固定や建物の耐震化は、次の南海地震に備え「わが家で被災しない」ための重要な課題であり、これらの対策に取り組む方に対し以下の内容で補助を行っています。

※補助対象件数に限りがありますので、予定件数に達した時点で締め切ります。

家具転倒防止など

【家具転倒防止等対策費補助金交付事業】

地震発生時における家具の転倒やガラスの飛散による被害を軽減するための対策を実施する方に、補助金を交付します。

◆対象者

- 町内に住所を有する方

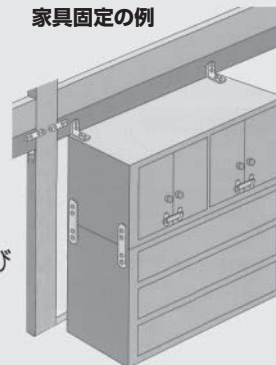
◆補助対象経費

- 自ら居住または所有する住宅の、家具の転倒を防止するための器具およびガラス飛散防止フィルムの購入費ならびにこれらの設置に必要な費用
※借家などは、住宅の所有者や管理者の承認が必要です。

◆補助金の額

- 実施する費用の1/2(ただし、100円未満の端数を切り捨てた額)で、上限10,000円
※申請は1世帯1回限りです。

家具固定の例



木造住宅耐震診断

【木造住宅耐震診断士派遣事業】

お住まいの住宅が地震に対してどの程度の強さがあるか診断し、今後の耐震化につなげていただくための事業です。

◆対象となる住宅(木造)

- 1981(昭和56)年5月31日以前に着工された住宅で、階数が3階以下のもの
- 在来軸組木造構法・伝統構法で建てられたもの
- 賃貸住宅は、耐震診断について借主の同意を得ているもの
※丸太組工法(ログハウス)などの住宅は対象外です。

◆診断費用

個人負担として3,000円必要 ※残りの費用は国・県・町が補助します。

◆その他注意事項

- 診断には立会いが必要です。(所要時間は2～3時間です。)
- 耐震診断のみを行い、その後の耐震補強工事を義務づけるものではありません。ただし、町が実施する耐震改修関連の補助事業の対象となるには、この耐震診断を受ける必要があります。

耐震改修

【耐震改修設計費補助事業・耐震改修工事費補助事業】

耐震診断の結果、補助対象要件を満たした場合、耐震改修の設計を行うための費用や耐震改修工事費用の一部を補助するため、補助金を交付する事業を実施します。

◆補助対象要件

- 耐震診断の結果、評点が1.0未満であること

◆補助金の額

- 耐震改修設計の場合は対象経費の2/3で、上限20万円
- 耐震改修工事の場合は、上限90万円

※両方の補助金を受けると、上限110万円となります。ぜひご活用ください。



○お申し込み・お問い合わせ、南海地震の体験談のご連絡は下記にお願いします。

【本 庁】情報防災課 南海地震対策係 ☎43-2188(直通)

【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3113(直通)